

館林市立学校給食センター  
整備運営事業

特定事業の選定

平成 28 年 1 月 13 日

群馬県館林市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。) 第 7 条の規定に基づき、館林市立学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。) を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的な評価の結果を公表する。

平成 28 年 1 月 13 日

館林市長 安楽岡 一雄

## 目 次

<b>1 事業概要</b> .....	1
(1) 事業名.....	1
(2) 公共施設の管理者の名称.....	1
(3) 本事業の目的.....	1
(4) 事業方式.....	1
(5) 事業期間.....	1
(6) 事業範囲.....	1
(7) 施設概要等.....	3
<b>2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価</b> .....	4
(1) 評価方法.....	4
(2) 定量的評価.....	4
(3) 定性的評価.....	6
(4) 総合評価.....	6

## 1 事業概要

### (1) 事業名

館林市立学校給食センター整備運営事業

### (2) 公共施設の管理者の名称

館林市長 安樂岡 一雄

### (3) 本事業の目的

本市の学校給食については、昭和 46 年 9 月に第一センターが開設されたのを機に、その後昭和 53 年 9 月に第二センターが建設され、現在は第一センターが第四小学校を除く市内小学校 10 校に、第二センターが市内中学校 5 校に給食を提供し、施設全体で毎日約 6,800 食を調理している。

しかしながら、施設設備等の老朽化が深刻化しており、維持管理に苦慮している状況にあることや、平成 21 年度末に実施した耐震診断ではDランク「耐震性能は非常に低く大規模改修が必要」という判定結果が出ており、新たな施設整備を行うものである。

施設整備の検討については、平成 23 年度より、館林市学校給食検討委員会、館林市学校給食運営委員会で実施し、平成 25 年 5 月に館林市教育委員会が「館林市学校給食施設整備基本方針」を策定した。その後本市として、第四小学校を含む市内小学校 11 校と、市内中学校 5 校の全 16 校を対象としたセンター方式にて建設整備を進めることとなったため、平成 26 年度に整備手法の検討を行い、P F I 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号))に基づく P F I 方式を採用して実施するものである。

本事業を実施するにあたっては、安全・安心で、良質な学校給食の提供を効率的に実現することを目的とする。

### (4) 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が本施設の設計及び建設を行い、施設の所有権を市へ移転した後、本施設の維持管理及び運営を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

### (5) 事業期間

- |             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| ① 設計・建設期間   | 平成 28 年 10 月～平成 30 年 7 月 (1 年 10 ヶ月)      |
| ② 開業準備期間    | 平成 30 年 8 月 (夏季休業期間中)                     |
| ③ 維持管理・運営期間 | 平成 30 年 8 月 (2 学期から) ～平成 45 年 8 月 (15 ヶ年) |

### (6) 事業範囲

- ① 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 建築本体（建築本体、建築付帯設備等）に係る設計業務
- ウ 厨房設備に係る設計業務
- エ 工事開始までに必要な関連諸手続き
- ② 工事監理業務
- ③ 建設業務
  - ア 建設工事業務
  - イ 厨房設備の調達・設置業務
- ④ 各種備品調達等業務
  - ア 各種備品の調達・設置業務
  - イ 各種備品の台帳作成業務
- ⑤ 開業準備及び引渡業務
  - ア 開業準備業務
  - イ 引渡業務
- ⑥ 維持管理業務
  - ア 建築物保守管理業務
  - イ 建築設備保守管理業務
  - ウ 厨房設備保守管理業務
  - エ 各種備品保守管理等業務
  - オ 外構等保守管理業務
  - カ 清掃業務
  - キ 警備業務
  - ク 長期修繕計画業務（大規模修繕は除く）
- ⑦ 運營業務
  - ア 献立作成支援業務
  - イ 検収補助業務
  - ウ 調理等業務
  - エ 洗浄・残菜等減量化及び処理業務
  - オ 配送・回収業務
  - カ 衛生管理業務
  - キ 運営備品更新等業務
  - ク 食育支援業務

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・提供食数の決定
- ・献立作成
- ・食材調達及び検収
- ・検食

- ・主食（ご飯、パン、麺）・牛乳・直送品の配送
- ・配膳（各学校での配膳）
- ・給食費の徴収管理
- ・児童・生徒への食育業務
- ・見学等の対応

(7) 施設概要等

① 立地条件

ア 事業用地	館林市新宿一丁目 200-5 他 8 筆
イ 敷地面積	7437.94 m <sup>2</sup>
ウ 用途地域	準工業地域
エ 建ぺい率	60%
オ 容積率	200%

② 施設概要

ア 提供食数	1 日あたり最大 7,000 食
イ 対象学校	小学校 11 校 中学校 5 校 合計 16 校

③ 施設要件

区分		必要とする主な諸室	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業 区域	食材搬入用プラットホーム、検収室、食品庫、調味料計量室、 冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、各下処理室、器具等洗浄室(1)、油庫、 廃棄物庫、洗浄室(2)、物品庫(倉庫)、残菜処理室、回収風除室等
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室(野菜上処理室共)、揚物・焼物・蒸物調理室、 和え物室(保冷库(室)共)、アレルギー対応食調理室、 器具等洗浄室(2)、物品庫(倉庫)、コンテナ室、洗浄室(1)、 配送風除室等
		その他 区域	汚染作業区域前室(午前・午後)、 非汚染作業区域前室(午前・午後)等
	一般 エリア	管理 区域	市職員用事務室・給湯室・更衣室・便所・洗濯・乾燥室(物干しス ペース共)、放射能測定機器室、書庫、倉庫等
		事業者 区域	事業者用玄関・事務室・給湯室・更衣室・便所、 調理員用更衣室・シャワー室・休憩室・便所・洗濯・乾燥室(物干し スペース共)等
		共用 区域	玄関、廊下(見学ホール・機能共)、来客用便所、多目的便所、 研修室、調理実習室、来客用給湯室、階段、エレベーター、 ボイラー室、各設備室、倉庫等
付帯施設		駐車場、駐輪場、ごみ置場、受水槽、排水処理施設、構内通路、 門扉・フェンス等	

## 2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### (1) 評価方法

#### ① 選定の基準

本事業をPFI方式として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

#### ② 定量的な評価

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額の総額を算出のうえ比較し、これを現在価値に換算することで定量的な評価を行った。

#### ③ 定性的な評価

本事業をPFI方式で実施する場合の定性的な評価を行った。

### (2) 定量的評価

#### ① 定量的評価の前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、市が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

#### 【VFM検討の前提条件】

項目	値	算出根拠
ア 割引率	1.98%	平成17年度～平成26年度の長期国債表面利率及びGDPデフレーターを採用値により設定。
イ 物価上昇率	考慮していない	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、物価上昇は見込まない。
ウ リスク調整値	考慮していない	定量化が困難なため、リスク調整費は考慮していない。

#### 【市が自ら実施する場合とPFI方式により実施する場合のVFMの値】

項目	値	公表しない場合はその理由
ア 市が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
イ PFI方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	同上
ウ VFM（金額）	非公表	同上
エ VFM（割合）	8.48%	—

【事業費などの算出方法】

項目	市が自ら実施する場合の費用の項目	P F I 方式により実施する場合の費用の項目	算出根拠
ア 施設整備業務に係る費用の算出方法	設計費 建設費 工事監理費	設計費 建設費 工事監理費 建中金利 開業準備費	○市が自ら実施する場合 ・施設整備業務に係る費用については、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して設定。 ・維持管理業務及び運営業務に係る費用については、市の現施設実績等に基づき設定。 ○P F I 方式により実施する場合 ・民間事業者による創意工夫の発揮によりコスト縮減が実現するものとして設定。
イ 維持管理業務に係る費用の算出方法	維持管理費 光熱水費	同左	
ウ 運営業務に係る費用の算出方法	人件費 委託費 備品費 事務経費等	人件費 委託費 備品費 事務経費等 S P C 経費等	
エ 資金調達に係る費用の算出方法	・一般財源 ・交付金 ・起債 ・起債に対する金利	・自己資本 ・自己資本に対する配当 ・銀行借入 ・銀行借入に対する金利 ・交付金 ・起債 ・起債に対する金利	○市が自ら実施する場合 <b>【起債の条件】</b> ＜交付対象（交付金を除く）＞ ・充当率：起債対象経費の75% ・償還期間：15年（据置3年） ・利率：起債の近年動向を踏まえて設定 ○P F I 方式により実施する場合 <b>【銀行借入条件】</b> ・返済期間：15年（据置なし） ・利率：市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
オ その他の費用	—	・公租公課 ・アドバイザー費 ・直接協定支援費 ・モニタリング費 等	○P F I 方式により実施する場合 ・公租公課及びP F I 方式実施に係るアドバイザー費、直接協定支援費、モニタリング費等を計上

② 算出方法及び評価結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とP F I 方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。本事業を市が自ら実施する場合とP F I 方式により実施する場合を比較した結果は次のとおりである。

市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合	V F M
100%	91.52%	8.48%

(3) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施した場合、次のような定性的な効果が期待できる。

① 民間事業者の創意工夫の発揮

設計、建設、維持管理、運営の各業務を各々分割して発注する場合に比べ、民間事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の維持管理・運営方針に即した施設整備が可能になる。また、長期的な視点で維持管理・運営が実施されることによるライフサイクルコストの縮減等、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、効率的かつ機能的な作業環境の創出が期待できる。

② リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

事業開始前からリスクを想定し、その責任を適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。これにより、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

③ 財政の平準化

本事業に必要な費用を約15年間にわたる維持管理・運営期間を通して、サービス対価を毎年概ね一定額払うことから、市の財政支出について平準化することが可能となる。

(4) 総合評価

本事業をPFI方式(BTO)として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について8.48%の縮減が期待できるとともに、サービス水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。